

託送供給約款以外の供給条件

高速道路サービスエリア等における需要場所等についての特
別措置(電気自動車専用急速充電設備)

平成26年8月12日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 8 月 12 日 20140808 資第 11 号 承認

この託送供給約款以外の供給条件は、電気事業法第24条の3
第2項ただし書の規定により託送供給約款以外の供給条件とし
て承認を受けたものであります。

1 託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（平成25年12月26日届出。以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）附則4（発電場所および需要場所についての特別措置）(1)イまたは託送供給約款〔特定電気事業用〕（平成25年12月26日届出。以下「託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）附則4（発電場所についての特別措置）(1)イに定める原需要場所等（以下「原需要場所等」といいます。）のうち、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所等において、当該それぞれのサービスエリア等に託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕附則4（発電場所および需要場所についての特別措置）(1)イまたは託送約款〔特定電気事業用〕附則4（発電場所についての特別措置）(1)イに定める特例区域等（以下「特例区域等」といいます。）がある場合で、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕附則4（発電場所および需要場所についての特別措置）(1)ロ(イ)または託送約款〔特定電気事業用〕附則4（発電場所についての特別措置）(1)ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等の契約者から、急速充電設備等を新たに使用する（この託送供給約款以外の供給条件の適用の申出の際現に託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕附則4〔発電場所および需要場所についての特別措置〕または託送約款〔特定電気事業用〕附則4〔発電場所についての特別措置〕の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この託送供給約款以外の供給条件の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕附則4（発電場所および需要場所についての特別措置）(1)イ(イ), (ロ), (ハ), (ニ)および(ホ)または託送約款〔特定電気事業用〕附則4（発電場所についての特別措置）(1)イ(イ), (ロ), (ハ), (ニ)および(ホ)のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等

用] 附則 4 (発電場所および需要場所についての特別措置) (1)イまたは託送約款 [特定電気事業用] 附則 4 (発電場所についての特別措置) (1)イにかかわらず, 当該それぞれのサービスエリア等につき, それぞれ 1 特例区域等に限り, 1 発電場所または 1 需要場所といたします。

2 この託送供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 託送約款 [一般電気事業・特定規模電気事業等用] または託送約款 [特定電気事業用] によるものといたします。